

近畿農政局工事成績等評定実施要領

(目的)

第1 この要領は、近畿農政局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 評定の対象は、原則として予定価格が250万円を超える請負工事とする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で近畿農政局長（以下「局長」という。）が評定を行う必要がないと認めたものにあつては、この限りでない。

(評定内容)

第3 評定内容は、次に掲げる内容に区分するものとする。

なお、工事技術的難易度評価及びV E提案等評定は本要領によるほか、それぞれ別添1の「工事技術的難易度評価実施要領」及び別添2の「V E提案等評定実施要領」によるものとする。

- (1) 工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績（以下「工事成績評定」という。）
- (2) 構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事の技術的難易度（以下「工事技術的難易度評価」という。）
- (3) 企業からのV E提案に基づく工事施工状況、目的物の品質を評価するV E提案に係る施工（以下「V E提案等評定」という。）

(評定者)

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあつては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあつては「検査職員」という。）
- (2) 当該工事を所掌する事業所、事務所、**地域センター**（近畿農政局会計事務取扱細則（昭和47年7月1日付け近総第746号）第2条に規定する事業所等をいう。）の長（以下「事業（務）所長」という。）
- (3) 当該工事を担当する近畿農政局総務部主管課長（以下「主管課長」という。）

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事内容の確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、一つの工事の評定者となる監督職員

及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

- 3 工事成績評定の採点は、別紙－１－１「工事成績採点表」により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、別紙－１－２「細目別評定点採点表」により行うものとする。
- 5 評定結果は、別記様式１「工事成績評定表」に記録するものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙２から別紙８までの「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（監督職員用、検査職員用、事業（務）所長用）」及び別紙９－１～６「施工プロセスのチェックリスト」を作成し、別紙１０－１～３「記入方法及び留意事項」と併せて評定の参考とするものとする。
また、工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関する評定にあたっては、請負者の実施状況を十分に把握した上、行うものとする。

（評定の時期）

- 第６ 評定の時期は、主管課長、事業（務）所長及び監督職員にあつては、工事が完成したとき、検査職員にあつては、検査を実施したときとする。

（評定結果の提出）

- 第７ 評定者は、支出負担行為担当官（代理官含む。）が契約した工事にあつては局長に、分任支出負担行為担当官（代理官含む。）又は契約担当官（代理官含む。）が契約した工事にあつては、当該工事を担当する事業（務）所長に、工事成績評定表を遅滞なく提出するものとする。
- ２ 事業（務）所長は、前項の規定により受理した評定結果について、遅滞なく局長へ報告するものとする。

（評定結果の通知）

- 第８ 局長又は事業（務）所長は、評定者から工事成績評定表の提出があつたときは、当該工事の請負者に対して別記様式２（工事成績評定通知書）並びに別記様式２の別表１「項目別評定点」及び別表２「工事技術的難易度項目別評価表」により、評定結果を遅滞なく、通知するものとする。
- なお、別記様式２の別表１「項目別評定点」は、別紙－１－２「細目別評定点採点表」より、別表２－１「工事技術的難易度項目別評価表（土木・建築）」又は別表２－２「工事技術的難易度項目別評価表（施設機械）」は、「工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第１－１「工事技術的難易度評価表（土木・建築）」又は同要領別記様式１－２「工事技術的難易度評価表（施設機械）」より転記するものとする。

（評定の修正）

- 第９ 局長又は事業（務）所長は、第８及び別添２「VE提案等評定実施要領」第７の規定により評定の結果を通知した後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認めるときは、修正するものとし、修正した評定結果について、当該工事の請負者に対し遅滞なく、通知するものとする。

（評定内容の説明等）

- 第１０ 第８及び第９による通知を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から１０日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により、局長又は事業（務）所長に対して、評定の内容について

説明を求めることができるものとする。

- 2 局長又は事業（務）所長は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、前項の回答を行う場合には、第12及び第13に規定する工事成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第8及び第9の通知において明らかにするものとする。

（苦情申立て）

- 第11 局長又は事業（務）所長から回答の通知を受けた請負者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該局長又は事業（務）所長に対して、苦情を申し立てることができるものとする。
- 2 局長又は事業（務）所長は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知。以下「入札等監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、入札等監視委員会通知によるものとする。
- 3 局長又は事業（務）所長は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。
 - （1）苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。
 - （2）申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い局長又は事業（務）所長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。
- 4 局長又は事業（務）所長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。
- 5 局長又は事業（務）所長は、第10第2項の回答書において、苦情申立てができる旨を明らかにするものとする。

（近畿農政局工事成績評定委員会）

- 第12 局長が意見を求める近畿農政局成績評定委員会の構成は、別表1に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

（事業所等工事成績評定委員会）

- 第13 事業（務）所長が意見を求める事業所等工事成績評定委員会の構成は、別表2に掲げるとおりとし、委員長が主宰するものとする。

(創意工夫等に係る資料要求)

第14 当該工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性等」に関して、請負者が実施状況について別記様式（高度技術等実施状況）により提出できるものとし、その旨を特別仕様書に記載するものとする。

2 提出された高度技術等実施状況は、工事成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日以降から適用する。

附則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

別表 1

近畿農政局工事成績評定委員会

部 会 名	工 事 の 種 類	構 成 員
整備部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち事業（務）所が担当する工事	○委員長 整備部次長 ○委 員 会計課長 設計課長 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者
一般部会	支出負担行為担当官が契約する工事のうち上記以外の工事	○委員長 総務部次長 ○委 員 会計課長 厚生課長 当該工事担当課長 当該工事評定者

別表 2

事業所等工事成績評定委員会

構成員
○委員長 次長 (次長が二人置かれている場合は技術次長、次長が置かれていない場合は庶務課長)
○委 員 庶務課長 総括業務官 当該工事担当課長 当該工事担当職員 当該工事評定者

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

近畿農政局長 (事業 (務) 所長)

〇〇〇〇 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した下記の工事について、近畿農政局工事成績等評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条に規定する行政機関の休日を含まない。) 以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知致します。

記

- 1 工事名 〇〇事業 〇〇工事
- 2 工期 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
- 3 完成検査年月日 平成〇年〇月〇日

4 評定点 (修正評定点 【評定点を修正し、通知する場合に記載する】)

評定内容	評定点等
工事成績評定	
工事の技術的難易度評定	
VE提案等評定	

【評定の対象と成らないものは、「該当なし」と記載する】

- 5 書面の送付先 住所 〇〇〇〇
近畿農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(近畿農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)

- 6 手続等の問い合わせ先 住所 〇〇〇〇
近畿農政局〇〇部〇〇課〇〇係
(近畿農政局〇〇事業所〇〇課〇〇係)
TEL . . . - . . . - (代) 内線